

## 【報告 2】 補助金交付要綱の改正について

「福岡市事業系ごみ資源化技術実証研究等支援事業補助金交付要綱」及び「福岡市一般廃棄物資源化施設整備費補助金交付要綱」は、令和 2 年 3 月末までの有効期限となっているため、下記のとおり期間を延長するほか、一部の様式を変更するもの。

### ■ 期間延長理由

今年度、新たに策定される福岡市一般廃棄物処理基本計画に沿って、事業系一般廃棄物の資源化に関する技術等の研究や資源化施設整備費について今後も支援の必要性が認められることから、継続するものとし、本要綱の終期延長を行うもの。

○ 延長期間 4 年間(令和 7 年 3 月 31 日まで)

### ■ 様式変更理由

福岡市は現在、申請書等への押印の見直しを進めており、支出の根拠書類とならない様式については、押印を廃止するもの。支出根拠書類とならない下記の様式について様式を変更する。

### 【対象様式】

- 実証研究等支援事業補助金「参加意思表明書(様式第 10 号)」
- 資源化施設整備費補助金 「事業経過報告書(様式第 10 号)」

(参考)

#### 資料5-1

福岡市事業系ごみ資源化技術実証研究等支援事業補助金交付要綱(改正案) 新旧対照表

#### 資料5-2

福岡市一般廃棄物資源化施設整備費補助金交付要綱(改正案) 新旧対照表

旧	新	備考																				
<p>第1条～第9条 (略)</p> <p>第10条 (3) 参加意思表明書 (別紙3-3)</p> <p>[別紙3-3]</p> <p>福岡市事業系ごみ資源化技術実証研究等支援事業 参加意思表明書</p> <p>(あて先) 福岡市長</p> <p>所在地</p> <p>年 月 日</p> <p>氏 名</p> <p>印</p> <p>[法人にあっては、名称及び代表者の氏名]</p> <table border="1" data-bbox="826 1473 948 1787"> <tr><td>ご</td><td>部署</td></tr> <tr><td>担</td><td>氏名</td></tr> <tr><td>当</td><td>電話</td></tr> <tr><td>者</td><td>FAX</td></tr> <tr><td></td><td>E-mail</td></tr> </table> <p>研究テーマ</p> <p>当組織は、上記のテーマを研究する一員として下記に示す確認事項を承諾のうえ、「福岡市事業系ごみ資源化技術実証研究等支援事業」に参加します。</p> <p><b>確認事項</b></p> <p>1. 本事業の代表者を下記に定め、「福岡市事業系ごみ資源化技術実証研究等支援事業」に係る一切の手続については、代表者に委任します。</p> <p>(代表者) 所在地</p> <p>氏 名</p> <p>[法人にあっては、名称及び代表者の氏名]</p>	ご	部署	担	氏名	当	電話	者	FAX		E-mail	<p>第1条～第9条 (略)</p> <p>第10条 (3) 参加意思表明書 (別紙3-3)</p> <p>[別紙3-3]</p> <p>福岡市事業系ごみ資源化技術実証研究等支援事業 参加意思表明書</p> <p>(あて先) 福岡市長</p> <p>所在地</p> <p>年 月 日</p> <p>氏 名</p> <p>又は 名称及び 代表者名</p> <p>[法人にあっては、名称及び代表者の氏名]</p> <table border="1" data-bbox="826 577 976 1057"> <tr><td>ご</td><td>部署</td></tr> <tr><td>担</td><td>氏名</td></tr> <tr><td>当</td><td>電話</td></tr> <tr><td>者</td><td>FAX</td></tr> <tr><td></td><td>E-mail</td></tr> </table> <p>研究テーマ</p> <p>当組織は、上記のテーマを研究する一員として下記に示す確認事項を承諾のうえ、「福岡市事業系ごみ資源化技術実証研究等支援事業」に参加します。</p> <p><b>確認事項</b></p> <p>1. 本事業の代表者を下記に定め、「福岡市事業系ごみ資源化技術実証研究等支援事業」に係る一切の手続については、代表者に委任します。</p> <p>(代表者) 所在地</p> <p>氏 名</p> <p>[法人にあっては、名称及び代表者の氏名]</p>	ご	部署	担	氏名	当	電話	者	FAX		E-mail	<p>本人（代表者）が 手書きした場合は 押印不要とする。</p>
ご	部署																					
担	氏名																					
当	電話																					
者	FAX																					
	E-mail																					
ご	部署																					
担	氏名																					
当	電話																					
者	FAX																					
	E-mail																					

旧	新	備考
<p>第11条～第21条 (略)</p> <p>附則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成24年6月14日から施行する。 (要綱の失効)</p> <p>2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前にこの要綱の規定に基づき交付された補助金については、同日後もなおその効力を有する。</p> <p>附則 この要綱は、平成24年12月6日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成26年2月26日から施行する。</p> <p>附則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。 (要綱の失効)</p> <p>2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前にこの要綱の規定に基づき交付された補助金については、同日後もなおその効力を有する。</p> <p>附則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、令和2年2月19日から施行する。</p>	<p>第11条～第21条 (略)</p> <p>附則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成24年6月14日から施行する。 (要綱の失効)</p> <p>2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前にこの要綱の規定に基づき交付された補助金については、同日後もなおその効力を有する。</p> <p>附則 この要綱は、平成24年12月6日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成26年2月26日から施行する。</p> <p>附則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。 (要綱の失効)</p> <p>2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前にこの要綱の規定に基づき交付された補助金については、同日後もなおその効力を有する。</p> <p>附則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、令和2年2月19日から施行する。</p> <p>附則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 (要綱の失効)</p> <p>2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前にこの要綱の規定に基づき交付された補助金については、同日後もなおその効力を有する。</p>	<p>有効期限の延長</p>



第21条 (略)

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年12月19日から施行する。
- 2 この要綱は、平成33年3月31日をもって廃止する。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。
- 3 前項の規定にかかわらず、前項で定める日以後においてもこの要綱を継続する必要があると認められるに至ったときは、必要な手続きを経てこの要綱を延長することができる。

附則

この要綱は、平成26年3月6日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年2月4日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

第21条 (略)

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年12月19日から施行する。
- 2 この要綱は、平成33年3月31日をもって廃止する。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。
- 3 前項の規定にかかわらず、前項で定める日以後においてもこの要綱を継続する必要があると認められるに至ったときは、必要な手続きを経てこの要綱を延長することができる。

附則

この要綱は、平成26年3月6日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年2月4日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日をもって廃止する。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。
- 3 前項の規定にかかわらず、前項で定める日以後においてもこの要綱を継続する必要があると認められるに至ったときは、必要な手続きを経てこの要綱を延長することができる。

有効期限の延長